

カリコ フジコ

# 次 第

## 1 合議体打合せ(事務局職員紹介)

### ① 委員紹介

・合議体委員

白石A合議体

(期間：令和2年7月～9月)

	分野	職名	氏名	勤務先	備考
委員	医療	医師	塚本 和彦	塚本内科消化器科	
委員	医療	歯科医師	小野 貴志夫	小野歯科医院	
委員	保健	看護師	大槻 文子		
委員	福祉	—	大沼 芳国		

### ② 委員長の互選 (介護保険法施行令第9条第2項) 塚本

### ③ 副委員長の指名 (組合規則第4条第3項) 小野

### ④ その他

## 2 認定審査会

## 介護保険法施行令

(合議体)

第九条 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査及び判定の案件を取り扱う。

2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

## 組合規則

(合議体)

第四条 認定審査会に十四合議体を置く。

2 一合議体を構成する委員の定数は、四人とする。

3 合議体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、あらかじめ長の指名する委員（以下「副」という。）が、その職務を代理する。

4 合議体の会議の議長は、長又は副をもってこれに充てる。